

## 1 申立書の受付



保護命令の申立てをするには、申立ての各項目に関して、警察若しくはDVセンターに、電話ではなく、直接出向いて相談したことが必要です。

申立ては、申立書を作成して、管轄の地方裁判所に提出します。申立書を2部と証拠書類（診断書、写真、陳述書等）の写しを2部、添付書類（戸籍謄本、住民票の写し）の原本を1部提出してください。

申立書は鉛筆で下書きをして、裁判所で訂正してからコピーしても結構です。

提出された申立書及び証拠書類は相手方に送付しますので、それらの書面に、相手方に知られてはならない住所等の記載がないか、細心の注意で御確認ください。

なお、申立書に、うそ偽りを記載すると過料に処せられます（DV法31条）。

※ 京都地方裁判所では、申立書の受付は、第5民事部書記官室（2階 075-257-9191）で行っています。申立書の書式も備え置いておりますので、窓口でお問い合わせください。

## 2 裁判官による申立人との面談



裁判官が、申立書に記載された事実や証拠等について、申立人から直接話をお聴きします。面談は、原則として申立てを受理した当日に行います。できるだけ午前9時から10時、午後1時から2時までの間にお越しください。

## 3 相手方の呼出し及び申立書写し等の送付



申立書に記載された事実や証拠等に対する相手方の意見を聴くため、期日呼出状、申立書及び証拠書類等を相手方に送付して、裁判所への出頭を求めます。

相手方を呼び出す日は、申立人の面談日の1週間後くらいです。

その日には、申立人が裁判所に出頭する必要はありません。

## 4 審尋期日等の実施



裁判官が、出頭した相手方から、申立書に記載された事実や証拠等に対する意見を聴きます。相手方が出頭しなかった場合や、申立人又は相手方からもう一度話を聴く必要がある場合には、次の審尋期日を決めて、再度話を聴くこともあります。

## 5 保護命令発令



内容を審査して、裁判官が申立てを相当と判断した場合は、保護命令が発令されます。保護命令の効力は、相手方にその内容が告知されたときから生じます。

## 6 警察本部及びDVセンターへの通知

保護命令が発せられると、裁判所から、申立人の住所又は居所を管轄する警察本部長及び申立人が相談したDVセンターの長にその旨の通知がされます。